

# 入居順位の評価基準

## 1 介護の必要の程度及び心身の特性(最高点34点)

		認知症等による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	5	34	30	24	18
	4	30	26	20	14
	3	26	22	16	10
	2	22	18	12	6
	1	18	14	8	2

## 2 介護者の状況(最高点42点)

	6	4	2	0
① 主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳代	60歳未満	—
② 主たる介護者が障害や疾病の状況にある	介護困難	多少介護可能	介護可能	なし
③ 主たる介護者が育児又は家族が病気の状況にある	常時の育児・看病が必要	半日育児・看病が必要	時々育児・看病が必要	なし
④ 主たる介護者が複数名の介護をしている	介護困難	多少介護可能	介護可能	なし
⑤ 主たる介護者の就労の状況	8時間以上 高齢で就労不能	4時間以上 8時間未満	4時間未満	なし
⑥ 従たる同居介護者の状況	従たる同居 介護者はいない	介護困難	多少介護可能	介護可能
⑦ 別居している身内による介護の可能性	別居している 身内はいない	介護困難	多少介護可能	介護可能

※ 単身生活者で介護するものが全くいない場合は、①から⑥までで36点とする。

※ 65歳以上の高齢者のみの世帯の場合は、③は6点とする。

※ 介護保険施設(グループホーム・ケアハウス含む)に入所しているものの場合は、退所する時点での状況により判断する。

※ 主たる介護者の就労の状況のうち、高齢で就労不能とは、70歳以上とする。

## 3 在宅介護の状況(最高点14点)

		在宅介護期間	
		1年以上	1年未満
在宅サービスの利用状況	80%以上	14	12
	40%以上80%未満	12	10
	40%未満	10	8
	利用していない	0	0

## 4 本人の住所地(最高点10点)

本人の住所地	施設所在地と同一市町村内	施設所在地と同一の圏域内	施設所在地の圏域外	県外
	春日部市	宮代町、白岡町、杉戸町 草加市、八潮市、越谷市、 三郷市、吉川市、松伏町、 蓮田市、さいたま市	埼玉県内で右の欄 以外の市町村	埼玉県以外の 都道府県
	10	6	4	0

## 入居順位の評価基準について

この基準は、県の指針で示されたものをそのまま採用しています。概略を説明すると次のとおりです。

- 1 「1 介護の必要の程度及び心身の特性」から「4 本人の住所地」まで、大きく4項目で100点満点で評価するように作られています。

基本的には、本人の介護の程度の重さと介護者の状況で判断することとしています。さらに、「在宅介護のサービスを利用しながら介護していてもなお大変なのか。」ということと、「家族とのつながりを考えた場合、近くの施設に入っていたほうが好ましい」との観点から3, 4の項目が付け加えられています。

このようなことから、1, 2にそれぞれ 34点、42点と重点が置かれ、3, 4はそれぞれ14点、10点を加点するような配点になっています。

- 2 「1 介護の必要の程度及び心身の特性」

基本的には介護度を基準にして判断しますが、現実には介護度が低くても身体的な問題は少なくとも、認知症による問題行動が多いと介護が大変であるという事情も勘案して評価します。

◇ 申込書…要介護度、認知症等による不適応行動

- 3 「2 介護者の状況」

介護者が介護にどれだけ苦勞しているかという事情を評価します。

◇ 申込書…優先入所を希望する理由、介護者の状況

- 4 「3 在宅介護の状況」

「支給限度基準額」に対して、現にどのくらいの割合のサービスを受けているかを評価します。

◇ サービス利用表の3か月平均

- 5 「4 本人の住所地」

上記にも述べたように、「家族とのつながりを考えた場合、近くの施設に入っていたほうが好ましい」との観点から、具体的には次のように評価します。

春日部市内	→	10点
圏域内 … 宮代町、白岡町、杉戸町、草加市、 八潮市、越谷市、三郷市、吉川市、 松伏町、蓮田市、さいたま市	→	6点
埼玉県内の上記市町村以外	→	4点
県外	→	0点